

必ず生臭物を食べる(葬號)。

**ゼンビキ** 信州上伊那郡朝日村で、葬式の第二日目のこと。後片附の爲に親類や子分が手傳に來る。膳を出し、又組中の者は「一人よび」とて皆呼ぶ。向ふからは米二升と野菜を持つて來る(露原、三ノ三號)。

**ダンビキ** 越後中魚沼郡では骨箱を新佛壇に置き、七日の後に之を取拂つて、骨を墓所に納め、壇道具に遺物、布施、齋米、線香、蠟燭、野菜等を添へて近親數人で菩提寺に行き供養をして歸る。之を壇引きといふ(葬號)。

**オチャマキリ** 越前今立郡新横江村では葬式の翌日、村全部又は近隣を招きて行ふ佛事をおく謂ふ。小豆飯を饗す(同村是)。

**アサミマヒ** 近江高島郡では、三日目の朝に朝見舞をする風がある。村の女達が上つ張りといふ黒い單衣を着物の上に着て、腰を紐でからげ手拭をかぶり、野菜や米や香奠などをシケに入れて持參する。其時の膳の飯は一杯盛切りで誰も食はずに紙包みにして歸る(葬號)。

**オトウメ** 甲州増富村では葬式の翌日を忌中といふ。血縁の濃い人から着座して飲食する。以前はこれをオトウメの式といつて、モッサウ(高盛飯)を食べたといふ(旅、九ノ四號)。

**オダヤ** 陸中雫石で葬後六日目のこと。念佛者一同に酒を饗し、其期間の勞を謝する(葬號)。

**ハナナホシ** 加賀能美郡の苗代村では一七日の讀經の式を、山上村も一七日を、ハナナホシと謂つて居る。久常村では葬送の日の式後に、世話して呉れた人々を饗應することをオハナナホシと謂ふが(郡誌)、是は或は略式かとも思はれる。花直しは供へた花をかへる心か。

**ユミヤキ** 秩父郡白川村では葬式翌日の式をかく呼び、弓焼の字を宛て、それは昔は獸が屍體を掘出して食べるので、弓を張つて觸れるとはねかへるやうにしてあつたもので、其名殘に今も細竹を墓側に立てるが、それを焼きに行く行事だ等と説明されて居る。恐らくは忌明きであつたらうし、その弓を焼いたとしても翌日では少し早すぎるから、以前はもつと日數がたつてからであつたらう。

**マブイワカシ** 沖繩本島今歸仁村では死後三日目の晩に魂別しをする。即ち家族の者だけ集り、軒に葉竹を差して戸口に垂れ、其前に御花米と冷水を供へ、主婦か老人が、極樂へ迷はず行かれよといふ意味の詞を唱へて祈願し、それから家の人々の頭へ御米をつまんで置き、冷水を以て額を三度うるほす。これが死靈と生靈との御別れの式であるといふ。國頭村では葬ひの晩に籠擔ぎの四名と家族とが集つて之を行ふが、方法はちがつて居る。里芋の葉に水を包み之を各人に配り、部屋を暗くしておく。祈願の後に部屋に鹽水を撒き、それから各人に配られた水の包を開く。水が濁つて居たりすると死靈がなほ屋内に居るものとして鹽水を

撒きかへるのである(山原の土俗)。沖縄本島新城では此魂別しの式は四十九日目の晩であつて、ユタが来て亡者の口寄せをする(シマの話)。奄美大島では矢張り死後三日目の夜にマブリワシと稱して靈魂追出しの式を行ふ。大豆とトベラといふ葬用の木の青葉を火に焼いて、死人の生前居た部屋の四隅に子供が一名づゝ立ち、そこへ火花を散らしたトベラと豆で、部屋中を無茶苦茶にかき廻し、其時に家中の者が大笑ひする。部屋から段々追ひつめて門から外へ追ひ出してから、後向きにトベラの枝を外へ投げ出すのである(民、二ノ一〇一七頁)。

**トウフゴメ** 上總夷隅郡には、葬儀の翌日喪主寺参りの時に豆腐米とて、湯灌の際に莫産に包みおける一升許りの米苞を持参する習ひがある。又前に残しおいた四箇餅を持行き、一箇をひそかに持ち歸つて柳の箸で切り、鹽をつけて遺族が食ふ習慣もある(郡誌)。

**マクラゴメ** 三河設楽郡振草村で、四角の布を三角にして米一升を入れて葬後に寺へ贈るのを枕米といふ。

**ウチオヒ** 三河北設楽郡振草村にて、枕米と共に葬後に寺にあげる着物をいふ。一名をアガリモノとも稱し、死者の衣帯などであるが、心掛けの良い人は生前に織つて置く。

**ヌレワラチ** 陸中鹿角郡では、死後一週間以内を濡れ草鞋と謂ふ。百箇日以内のことも亦さう謂ふ。

## 二八、佛 おろし

中陰行事の一つとして、巫女に死者の口寄せを頼むことは、弘く全国にわたつて行はれた。今でも國の北と南とに未だかなり強く此習俗が傳へられて居る。

**ミチアケ** 伊勢の飯南郡森村では、死人があると七日乃至むかはり迄にミコを呼び、死人を語らしめることをかく謂つて居る。二三十年前迄は一般であつた。

**ホトケオロシ** 羽後仙北郡神代村では、最初の佛おろしは特別の事情なき限り葬式を出した晩に行ふ。エチコオロシとも謂ふ。最近では盲巫女少なく、「旭」といふ目あき巫女である。因みに一家に年内に二人も死人があると、死人の又つゞくを恐れて、二度目の棺の中に紙を貼つて人の顔を描いて横槌を一つ入れる。その横槌の靈を念じておろすことがある。その文句は横槌の生活を叙述するのであるといふ。

**ハナヨセ** 男鹿半島でこれを供養と謂つて居るのは、多分新亡者の口を寄せることであらう。  
**ナナクラヨセ** 男鹿半島でエダゴ即ち巫女を頼んで、同じ佛を七回續けて下すことを謂ふ。

一回ごとに佛にあげるお膳を代へ、又七色の布片をつくり、一回ごとにエダコに白米一升づゝあげる。七回終ると板の小舟をつくり、その中に藁人形を坐らせ、最初に使用した七色の布片を七色の旗にして小舟に立て、食物を満載して小川へ流しやる。これは女なら産で死んだとか、子供なら溺死したとか、大人なら不慮の死を遂げたとか、とにかく遺言もなしに即死したといふやうな人の場合に行ふ。禮の米は親戚の女たちが、男鹿中の各村を奉願に歩いて集めたものである(男鹿寒風山麓農民手記)。

**ハヤシヲタテル** 陸中紫波郡では春秋の彼岸にイタコを頼んで、死者の口を寄せる。巫女は此季節を「ハヤシ(林)ヲタテル」と謂ふ(郡誌)。

**ヨミヂヤマ** 紀州田邊の巫女は、近くの西ノ谷村のヨミヂヤマを中心として四十軒以上も居り、籠屋を稼業とし、ホトケミコと稱して口寄せを業として、熊野各地や日高川流域へも出稼ぎしたのである(民學、五ノ三號)。

## 二九、忌中と忌明け

七々四十九日の満了を以て精進上げの期限とすることは、何時から始まつたか知らぬが、我邦では一般の慣習となつて居る。元は或は五十日であつたのを、七日毎に佛事が行はれて、斯ういふ勘定になつたのではないかと思ふ。忌に籠つて死者と連繫した食物を取つて居た人々が、此機會を以て分離して、普通の生活に復るのである。

**シキリ** 壹岐の石田村では四十九日の法事をシキリといふ。死者の甥姪にあたる者、或は叔伯父母にあたる者が、何人かで鹽濱に行き、各人小石三四十箇を一かますにして持ち歸り、その一番大きいのを墓の上に立て、小石を並べる。その大石をオヤイシと稱し、和尚が戒名を書き、親族の者が水をかける。死者の子供達はたゞついて行くだけだといふ。

**トリアゲ** 香川県小豆島で四十九日の法會のこと。岡山縣でも同様にいふ(見島灣方言集)。

**タナアゲ** 信州更級郡信級村では、死後普通二十一日目に棚を撤去するが、當日は客を呼びまた墓場のイヌヨケをはづすといふ。此日を棚上げと謂つて居る。

**シアゲ** 紀伊有田郡などでは四十九日目のことを仕上げと謂んで居る。シアゲの日取りの早い例は前に述べて置いた。

**シアゲブルマヒ** 能登の鳳至郡で、納骨の日に僧侶及び白衣を着た人々を饗することをいふ(郡誌、四四七頁)。

**ヒアゲ** 日向の椎葉村で死後三十五日目に親戚が魚を使ひ、佛事をする事。ツカフとは持つて行くことか。東北地方にも此用法がある。

**ヒアキ** 對馬の阿連や濃部で四十九日目を謂ふ。火のかゝつた人と呼んで御馳走する。七日から此日まで格別の行事はない。對馬では一般に四十九日は三月越しはせぬといひ、三月目にかゝらぬやうに前にくりあげる。墓の花立は埋葬の時に一本だけ立てゝおき、ヒアキがすんでから後の一本を立てる。

**ヒアハセ** 日向の眞幸村で四十九日の忌明けのこと。多分忌中の火と通常の火とを合せる意味であらう。

**シャウジアキ** 男鹿半島脇本で忌明けのこと(吉田三郎氏)。但し四十九日かどうかは判明しない。

**シャウジンアゲ** 紀州那賀郡には地方によつて、三十五日目に精進上げとて身寄りの者は附

近の川に行き、石を積んで拜む風がある。その「川参り」の歸途、向ふ七軒にて白米を少量宛貰ひ受け、其米に足し米をして四十九の團子をつくる(郡誌、下ノ七五七頁)。

**シャウジンアガリ** 福島縣本宮町では、男は死後五十一日、女は四十九日目に、骨を野邊に送る。此日を精進上りと呼んで居る。

**シャウジンミマヒ** 能登鳳至郡柳田村では、遺族は四十九日間は精進を行ひ、其翌日に親戚等精進見舞と稱して餅饅頭などを贈る風があつたが、今は規約を設けて之を省略するものもある(郡誌)。

**ヒナガミマヒ** 信州上伊那郡の朝日村などでは、葬後四十九日間の七日々々に、主として親戚からオヒナガを贈る。多くは菓子や金穀であり、日永見舞と謂つて居る(藤原、三ノ三號)。之を淋し見舞とも謂ふことは前に述べておいた。

**ミマヒ** 阿蘇宮地町では五七日の法事には親類縁家から糯米一升宛を集め、是でシイラ餅と餠入餅をつくり、一部を佛壇に供へ、餠入りを組内に五個宛配る。之を見舞といふ。當日また「お茶立て」或は「お茶入れ」といふことが行はれ、葬式組を招待して饗應するが、組の者は「お鉢米」として二合半乃至五合を持参する(葬號)。

**タイヤアゲ** 岡山縣英田郡では、死後四十九日の祭を終り、亡靈を祖先の靈舎に合祀するこ

とを速夜上げ、又はマツリアゲといふ(郡誌)。

**ゼンビキ** 信州下伊那郡では、忌中明けの酒宴を膳引きといふ。

**ゼンアゲ** 静岡縣安倍郡で膳上げといふのは、百ヶ日忌明けに饗應するをいふ。當日供物香花を手向け、海岸に出て清めの式を行ひ、或は潮花を汲んで家の内外を淨める風習であつたが、今は其風衰へて、近傍の河川で之を行ふものもあるといふ(郡誌)。

**ダンアゲ** 肥前五島の魚目村では四十九日に壇上げとて法會を営み、親戚知人を招く。近來は五七日又は一七日に壇上げをする家も多い(五島民俗誌圖)。

**ミツマツリ** 壹岐では四十九日に家で讀經あり、その間に水祭とて、膳の上で水の中に生米と飯とを箸にてつまみ入れ、杉葉でまげて拜む。それがすんで墓參が終ると一同佛前にて最後の酒宴を張り、靈前の飯を順々に指で摘んで食べる風習がある(壹岐島民俗誌)。對馬の水祭は、四十九日間日々の墓前祭を呼んで居ることは、前に述べた。

**シホガケ** 大隅肝屬郡高山町で喪家の人々が、忌晴れて後に濱邊に行き、一日遊んで來ることをいふ(野村傳四氏)。

**ハマヲキ** 駿河の沼津では四十九日を過ぎて後、新佛の位牌を濱の波打際に持つて行き、砂石を積んだ上に据ゑて菓子などを供へ、親族一同濱邊に敷物をしいて酒肴を共にし、精進落

ちをして歸る。位牌を濱に置いて歸る故に濱置と謂ふのであらうと言つて居るが(郷、二ノ七一五頁)、ヲキは祭の意味ではあるまいか。

**テラオクリ** 壹岐では死後四十九日に供養をし、位牌を寺へやることを寺送りといふ。信州北佐久郡では四十九日目ではなく葬式の翌日に、寺送りとして死者の遺物位牌、布施金等を菩提寺に納める(郡誌)。

**アリツキゴメ** 壹岐では四十九日の寺送りの日に、寺へ持參する一升の米を、ありつき米といふ。今はこの外に祠堂米といふものを持參する(壹岐島民俗誌)。

**ハナツミブクロ** 壹岐では未婚の男女が死ぬと、四十九日の寺送りに小さな袋を作り、途中で花を摘み入れて送る。その花摘袋は寺の佛壇の前に吊しておく。あの世に行つてから未婚者は花を摘みにやられるので、大きい袋では中々一杯にならない爲に、難儀するからといふ(壹岐島方言集其他)。

**シジフクモチ** 或は四十九日餅。四十九餅を葬送の日に作る習慣に就ては、既に述べて置いた。これを中陰明けの食ひ別れの行事として居る所が又多いのである。土地によつて少しづつ方式は違ふが、大體に一白の餅から四十九の小餅を取るやうであり、又それとは別に一つだけ大きな餅をも拵へる風もあるが、その數は後に定まつたもので、以前は忌に參與した生

人の間に分配した迄のものであらう。此餅は中央部では唯菩提寺へ送つてしまふけれども、國の端々へ行くと、必ず死者の近い身内の者に食はせるので、羽後の大曲などでは四十九日の餅を取りに来て下さいと、親戚近隣へ使を出すことになつて居るさうである。餅の分割にも亦作法があつた。或は榊の底で又は鍋の蓋に載せて切り、或は二人引張り合つて分け、搗いた其日に焼いて食ひ、乃至は味噌と鹽とを一緒に付けて食ふのを、常の日にすることを嫌ふのは、すべて四十九日の餅に限つてさうするからである。小餅は小兒などがよく數へたがるものだが、それをも叱り戒めるのは、やはり食ふべき人の數だけに、此餅を分配して居た名残だと思ふ。壹岐では四十九餅は寺へ送るが、膝の餅、肘の餅、尻の餅などと死者の體になぞらへた名稱をつけて居る(壹岐島民俗誌)。因みに岡山市附近で四十九の餅を拵へるのは初七日であり、一升の糯米で三つのやゝ大きな餅と、残りで四十九の小餅をつくるが、それを死人の節々として、その釘を抜くのだといふ。三つは兩脇と頭とである。釘を抜くには此三つを參會者に少しづつ食べて貰ふのである(岡山方言)。

**クギモチ** 佐賀地方で四十九日の仕上げの餅を釘餅といふ。阿彌陀には二つ重ねの大餅を、新佛には四十九の小餅を供へ、後に此大餅を碎いて其一片に小餅を二つ添へて親族へ配る。此法事を「四十九日のクギモチ」といふ(民歴、五ノ四一五頁)。

**ヒザカブ** 羽前最上郡安樂城村では、死後四十九日目に餅四十九箇作つて寺へ納める。これは死者の節々四十九を搗くのだといふ。親類へは別に二つづつ餅をまはす。

**テガタアシガタ** 筑前大島では、四十九日目の法會に竹を四十九本箆位に削り筏にして海に流す。又海邊の石を後退りに四十九箇拾ひ、それに經句を書いて貰つて墓へ持參する。餅も四十九箇作つてあげるが、そのうちの二箇は手型足型と謂つて手足の形に作つて他の餅の上に並べる。この餅を盗んで食へば流行病に罹らないといふ(葬號)。

**カサモチ** 四十九日に此名稱の餅を作る所も弘い。山城舊紀伊郡では四十九箇の小餅に大餅一つを載せて飾り、之を笠餅と呼び、血族の者が分けて食べる(郡誌)。紀州有田郡では此笠餅を一升榊の底で四十九片に切つて鹽をつけて食べる。此日のことをシアゲと謂つて居る(紀州有田民俗誌)。播磨の加東美囊郡では一臼一升の餅を、四十九の小餅と笠餅とに作ると謂ふ(兩郡誌)。丹後舞鶴地方では經三寸位の親餅一つと子餅四十八をつくり、之を寺に持參してお經を上げてもらふが、此四十九日のカサモチを人知れず取つて歸つて食ふと、臆病がなほるといふ(葬號)。因みに北河内郡の一部では、苗代田に糯稻を植ゑると其人の死んだ四十九日の笠の餅になると謂つて忌む(郷、四ノ三七一頁)。

**オカサ** 長門阿武郡大島では、忌明法會に四十九箇の小餅を佛前に供へる。之を墓へ持つて

行く途中で出會つた人々に分ち與へる。オカサといふ特別大きな餅だけは残しておき、寺の位牌に供へるといふ(島、一ノ三號)。

**オマイモンサマ** 四十九個の小餅の他に一つ特別な餅を作る風は、尙他にもある。筑前地島ではそれを人形に作る。相州津久井郡でも、五十箇作つて寺へ持つてゆくのは、途中で一つは鬼に取られるからだといふ。その一つについての名稱としては、阿蘇の宮地町でオゴサマ、或はお前物様と呼んで居る(以上葬號)。

**キヤウダイモチ** 青森縣の八戸地方では、町方では四十九日目、在方では七日目に、五十枚の餅を作り、その一枚を寺の前で兄弟が引張り合つて引きちぎり後ろへ投げつけるが、遠くへ行くほどよいといふ。その一枚を兄弟餅といふ(葬號)。葬送の日の墓前祭として兄弟餅の行事をする風は、既に述べて置いた。

**エトリモチ** 隱岐の中村では五十日祭をエミアキとも謂ふがミヅマツリとも稱し、客を招き本膳終ると靈位たましうに供へたものを下げ、客の前を廻すと、客は其中から何か一箸取つて掌に載せて食べる。其頃合を見て家人は供への鏡餅を細切にして一片づゝ客に配る。客は之を兩手に受けて食べる。これをエトリモチといふ。この餅以外に當日搗いた餅は親戚や葬式の手傳ひを受けた家々へ十二箇宛配り、これをエミアケノ餅配りといふ。また招かれた人々は米一

升づゝを持參するが、歸宅の際には其袋へ餅を入れてかへし、それをフクロモチと呼んで居る(旅、八ノ九號)。

**サンモチ** 陸奥野邊地では四十九日の忌日に佛に供へる餅をかくいふ。算木なりに積む(野邊地方言集)。四十九日餅も拵へるといふから、それとは別のものであらう。

**ソデコヒ** 丹後では親の喪中に在る者順禮姿で寺參りし、道々手の内の米を乞ひ、袖袂に之を受ける。これを袖乞ひと稱し、貰ひ集めた米を以て忌明法會の團子をこしらへるときは、亡者の冥福を加ふるといふ(三重郷土誌、四二五頁)。

中陰明け以後に於ける注意すべき問題も幾つかある。正月、盆、年忌命日等のことは夫々章を改めて述べるとして、こゝには其等以外になほ守るべき忌のあつたことに注意したい。未だ語彙は僅かしか集つて居ないが、敢て一章を設けておく。

**テマドシ** 相州津久井郡では、忌引のことをテマと呼び、其年をテマドシといふ。葬式のあつた家では當分總てのことに遠慮する。例へば、その年は他家の蠶室へ行つてはならないとされて居る。桑も近くで買つてはならず、遠方へ行つて買はなければならぬ。但しテマの家から他人が桑を買ふことは一向に差支がない。養蠶に關する遠慮は嫁蠶よかてを配るまでのことだといふ(葬號)。

**ヨメゴ** 相州津久井郡では、以前は親が死んでから始めての養蠶には、三齡位になつた蠶を一盆づゝ部落中へ配つたが、丁寧な家では桑の葉を添へた。これによつて養蠶に關するテマドシが終了するのである。少しばかり貰つても無駄になるので、大正の初め頃から此風がや

んだ。此蠶のことを嫁蠶と謂つた(葬號)。

**アヒクヤミ** 紀州田邊町地方では、死人の家では半歳ほどの間は、親戚知人の喪をとむらはず、又手傳にも行かぬ。相悔みは悪いとされて居るからである(葬號)。

**ケガへ** 近江高島郡では、馬を飼つて居る家で其戸主が死ぬと、毛替とて變つた毛色の馬と買ひ替へる風がある(葬號)。四國には此習はしが強く、阿波の徳島地方でも死人のあつた家では、猫犬鳥を他へ遣つてしまひ、これをケカエと呼んで居る(郷、四ノ五七四頁)。伊豫北宇和郡の山間部でも、家に死人が出るとケガへと稱して牛や雞犬猫等の家畜は賣り拂つてしまふ。残して置くと家畜は病氣になるといふ。然しもとゞは取替へたのであらう。陸中の九戸下閉伊邊りでは、普段に家畜を交換することをケガへと呼んで居る。



### 三一、佛の正月

新亡者のあつた家では、正月を迎へる前に、亡者と共に最終の食事をして、清く人並になつて初春に入つてゆく必要があつた。四國は一帶に此風習がよく残つて居る。そして此機會にはまた葬送の日、中陰明けと共に、墓前の餅分割の式が行はれて居る。我々の忌の思想の根本は食物の相饗にあつて、是に入るにも又出て行くにも、共に特殊なる食事の作法を以て之を明かにして居たのである。なほ類例は「年中行事調査標目」を参照されたい。

**ホトケノシャウグワツ** 土佐の幡多郡奥内村では、年内に死んだ人のある家では十二月の巳の日か午の日かに佛の正月をする。カタユヅリハを使用する(葬號)。阿波の祖谷山でも十二月初の辰巳兩日を「新佛の正月」或は「新佛の年越させ」といひ、朝墓參して墓前にて草履を供へたりして、餅を焼いて食べる。

**ミノヒシャウグワツ** 土佐幡多郡の大深浦では、死人のあつた十二月の初の巳の日に新墓へ行き、お松様を立て、正月をする。これをミノエ正月といふ。松の支柱には必ず柿の木を用ゐる。又當日一升餅を作つて膳にのせて小鳥の鳴かぬ早朝に墓に行き、その餅の上に一寸藁をのせて燃し、切つて墓にも供へ、また墓參した人々も食ふ。平日は搗いた餅を當日焼くことを忌む。又十二月には柿の木を燻べることを忌む。

**ミンマ** 伊豫北宇和郡御楨村では、ミノヒ正月とも、單にミノヒとも、又ミンマとも謂ふ。新佛ある家では師走初の巳の日の早朝雞の鳴かぬ先に餅をつき、未明に墓へ持つて行く。之をミノヒモチといひ、墓場で兄弟が引張りあつて食べる。其米はトシマイと稱して、親類から糯米一升づゝ贈つて佛に供へたものを用ゐる。なほ新墓へは、ヤマガキのトコバシラに松を飾り、イヌシダといふ細葉の羊齒と、カタユヅリハといふ細葉のゆづり葉を使ふ。また張るべ繩は普通の正月は一五三なるに對して五五三のを使ふ。因みに同地方一帶に「ミンマに餅搗くな」といふ禁忌がある。周防大島でも暮の餅搗きは巳午の日を避けるといふ。

**イチゼンザフニ** 伊豫周桑郡では巳正月の墓參から歸ると、一膳雑煮といつて必ず一膳だけ雑煮を食べる。餅も芋も一片だといふ(周桑郡郷土彙報、一六輯)。

**タツミシヤウグワツ** 阿波で佛の正月を辰巳といふのは、伊豫や土佐の巳午と比べて一日だけずれて居るが、巳の日が中心であることは一致して居る。讃岐の三豊郡の辰巳正月の行事も、略相似て居るが、たゞかゝる二軒の家の者同志は當日逢ふても物を謂はぬといふ。

佛の正月

**オカンニチ** 伊豫では巳正月を御坎日とも謂ふ。曆法に外出を凶とする日を坎日といひ、正月辰、七月午、十二月巳、其他月々其日が定まつて居た。十二月の坎日を以て佛の正月が營まれて居る次第である。

**オシアケ** 陸奥の野邊地で年中最終の祥月命日をいひ、特に大事に供養する(野邊地方言集)。御仕上げか。

**オヨリサマ** 北飛驒で十二月頃、近鄰寄り合ひ僧侶を招かすに行ふ佛事。又家族に死者あれば三十五日間、七日毎に組内の者を招きて佛事をなすことをもかく謂ふ(北飛驒の方言)。

**ハツシャウジン** 陸前牡鹿半島女川村の江島では、陰曆正月中、死者の忌日に當る日には、初精進といひ知己親戚の、主として女性を招く(牡鹿郡誌)。

**タナアゲ** 鹿兒島縣寶島では、正月にも盆に似た魂祭がある。七島正月といつて、舊の十二月を正月として行はれるものである。盆と同じく棚を飾り、一日から六日まで其上で位牌を祀り、位牌の数だけ御膳を供へる。常には魚類を一切供へぬ佛様にも、此時だけは魚類を供へねばならない。六日を棚上げといひ、澤山の土産を持たせて歸すといふので色々なものを玄關まで持つて行き、島中午後九時の同時刻に近鄰呼應して、祖靈が船に乗りおくれぬやうにとて豆を座敷へ撒く(葬號)。

## 三二、新 盆

新盆行事も「年中行事調査標目」に多く述べて置いたから参照されたい。こゝには佛の正月と相對せしめて、二三の前標目未載の資料を記するにとめて置く。

**ハツダナ** 新盆の家の靈祭が一般に比して鄭重なるは勿論である。盆毎に棚を設けて居る例も各地にあるが、之を新盆に限る例も多い。例へば大和の宇陀郡で新盆の家へは十二日に親戚の人々が集つて、新竹の柱に檜葉で圍ふた高さ七尺もある初棚を作り、口ノ間の縁側へ立て、内に位牌を祀る。一年だけである。眞宗の家では此風はない。一名をアラダナといふ。因みに重親族と呼ばれる近親の家々では、自家に夫々アラダナに對するソヘダナといふ小型のものを作つたといふ。

**イシトリ** 筑前志賀島字弘では、新盆を迎へる墓について特別の墓前祭がある。即ち十六日に各戸から一人づゝ出て石を取り、一年間に死んだ人の墓の上に石を、一箇づゝ置くのである。これを石取といふ(葬號)。

シンモトウロウ 新盆の家に限つて、特別の燈火を設ける風は全国的である。壹岐石田村では盆の十三日の朝に、新盆の家に親戚寄つてシンモトウロウといふのを作り、墓場と軒に飾る。二十日に観音堂へ納めるが、これは一年だけである。

タカトウロウ 常陸多賀郡の山間でも、新盆の家では七月一日から廿日まで、高い竹の先に杉葉を結んだものに油火を吊るして、屋前に立てる。之をタカンドロと謂つて居る。

シジフハチ 陸中九戸の山村では、新佛の盆には、十四日から十六日迄、每晚軒下に四十八と云ふ名の火をとます。地獄のソーヅカババーのものを加へた四十九本の蠟燭火である。蠟燭は親類から贈る。

トボシアゲ 阿波北部に於て、新佛のある家では三年間は、七月中灯を毎夜とぼす行事があり、その三年目をトボシ上げといふ(旅四ノ八號)。伊豆賀茂郡でも新盆の三年目の十六日に燈籠を流すことを、かく謂つて居る(内田武志氏)。

## 三三、月忌年忌

速夜、命日、年同等の語彙を、こゝに集めておく。

ツキムカハリ 紀伊の那賀郡安樂川で月忌のこと。一周忌の命日をムカハリといふ地方は勿論弘い。然しこれがもとく佛事に限つた名でなかつたことは、東北地方で初誕生をムカレ月と呼んで居ることからもわかる。

タチビ 初月忌を伊豆賀茂郡でも(南崎村誌)、大津市でも(市志下巻)、立ち日といふ。陸中稗貫郡では佛の命日を一般にかう呼ぶらしい。

タイタテ 三河北設楽郡で速夜のこと。當地では盆の送火迎火をオクリダイ、ムカヒダイと謂ふて居る。速夜のタイは或は炬、手火であつたのではあるまいか。

シルベ 濱名湖附近で速夜をいふ。

オシヨヤ 越後西蒲原郡吉田町にて日暮れてよりの佛事をオシヨヤ、晝間の佛事もオタエヤといふ(さと言葉)。御初夜か。

**アゲマイ** 肥前江ノ島では月々の忌日には人々を呼び、さゝやかな馳走をする。之をアゲマイといふ。

**サイミテ** 出雲東部では命日のこと。

**ムカフグンチ** 安藝の山縣郡で一周忌のこと。

**サンモチ** 青森縣野邊地では一周忌に作る餅をかく呼ぶ。算木形の餅を井桁に組んだものである(食號)。

**ホンブツジ** 佐渡では一周忌はアゲブツジ、三周忌は本佛事といふ(佐渡仕入帳)。

**アゲホフジ** 能登の珠洲郡直村では、法事を檀那寺に托することを揚法事といひ、資産豊かな者のすることだと謂はれて居る(郡誌)。

**キマレ** 志州加茂村で年忌をいふ。

**センジキ** 紀伊伊都郡で先祖の年忌のこと。先祖忌か。

**オウヤマヒ** 近江蒲生郡で佛事をいふ。

**ホトケカキ** 外南部で法事のこと。

**タエギ** 福島縣安達郡本宮町で法事をいふ。

**クイン** 岡山縣で法事をいふ。

**ジサイ** 秋田青森二縣にわたり、法事、年回をジセア、ジセアコ、ジサイコ、ジヘア等と呼んで居る。時齋といふ字を宛てたりして居るが判然しない。先祖の義を持つヂイサマと關係ある語かも知れない。

**オマヘサマ** 常陸で先祖のこと。

**ジンゾ** 羽後の横手で卒都婆をいふ。またジゾウとも、ジゾサンとも。

### 三四、問ひ切り

最終年回は十七年目、三十三年目とする所が多く、七回忌を以て終りとする地方もある。浄土真宗の地などで百年回といふ所もあるが、常民の間に於て古い習慣とは思はれない。此期を以て佛が神になるとか、天に昇るとかいふ例は、本文中にも二三例を引いておいた。鹿兒島縣の小竇島などでは、普通一般の人は三十三回忌までするが、神役をした人は早く神になるので十三回忌を以て終るといつて居る。此問題は自分は嘗て土佐の御子神に就て述べたことがあるが、興味ある題目といはなければならない。

**アゲドキ** 伊豆の賀茂郡南崎村では、百年忌以上になると、略式に讀經を乞ふ位のものであり、それをアゲドキといふ(村誌)。

**トムラヒアゲ** 常陸多賀郡で最終年回のこと。高岡村では十七回が普通であつて、卅三回をするのは珍しいといふ。因みに同地では墓に石碑を立てるのは十三年目か十七年目が多く、七年目に立てることはなかつた。佛様は早く石碑を建てると、それ以後は年回はしてくれず

祭りもして呉れぬといつて泣くと謂つて居る。日向の兒湯郡の山村でも多く七年目の最終年回に、墓石を建てる風がある。弔ひ上げと石碑との關係も一つの興味ある問題である。

**トヒアゲ** 尾張起町では多くは五十回忌をかく呼び、親戚近所を招きて供養する(葬號)。壹岐では四十九年忌をテアゲと稱し、佛祭の最後として居る。椎の木の枝葉ある卒塔婆を作つて墓に立てる。肥前の小値賀島でも四十九年目の法事をテアゲと稱し、位牌を佛壇から撤して墓に納める風がある。筑前の地島でも、五十年たてば佛は神の位にのぼらつしやるといふさうである(葬號)。

**トヒアゲノモチ** 對馬の阿連では三十三年を最終年回とす。濃部では施主がテアゲノ餅といふのを作つて供へる。これがすむと位牌を寺に納めて、もう祀ることをしない。

**トヒドメ** 青森縣三戸郡の田部村などでは、三十三回忌をトヒドメといふ。それ以後の供はせぬといふ意味である。葉も芯もある松の木、或は栗の木を立てる。それに戒名を書く場合もあるといふ(奥南新報、昭和十年九月十日號)。

**トヒキリ** 東京府西多磨郡檜原村では、三十三回忌をかく呼び、杉卒塔婆を立て以後は回向しないと云ふ。相州津久井郡でも三十三回をトヒキリといひ、青根村では此際は經一寸位の杉、樅の類の生木の幹の下部を削り、法名や年回の次第を記したるものを立てる。これをト

ヒキリボウとも謂ひ、根付いて大木になると船の帆柱として珍重される(葬號)。

**トリアゲボトケ** 越後東蒲原郡東川村では三十三年忌を最終年回とし、トリアゲボトケ、又はホトケボと稱する杉の木の梢を残したものを墓地に立てる。

**スギボトケ** 北秋田郡扇田邊にては、五十回忌に杉の木の先端に葉を残して角に削つて作つた塔婆を墓に立てる。これを杉佛と呼んで居る(民學、四ノ一〇五頁)。

**マタボトケ** 佐渡の小泊では、三十三年忌又は五十年忌を最終年回とし、上方の二つに分れて居る塔婆を墓地に立てる。之をマタ佛と謂ふ。此時位牌を埋め、又は寺に納める(高志路、二ノ七號)。

**マタカリタフバ** 八戸地方では三十三年忌に、栗の木を以て造つた二股の塔婆を立てる(奥南新報、昭和九年八月三十一日號)。かゝる種類の塔婆を、犬卒塔婆と稱して動物の供養の場合に限るものとして居る地方もあるやうだ。マタカリは跨りであらうと思ふ。

**ウレツキタフバ** 伊勢飯南郡の森村では、三十三年忌に立てる生葉のついたまゝの杉の木の塔婆をいふ。

**ホイツキタフバ** 信州上伊那郡朝日村では、三十三年忌に、四五尺以上の松の木の下方を四角に削り、年忌等を書きこんだ塔婆を立てる。死者鳥に化し其木をたよりに天に昇るのだと

いふ(藤原、三ノ三號)。

**ハツキタフバ** 三河北設楽郡振草村では、三十三年忌に檜の枝をはらひ白く削つて墓に建てる。三十三年で佛様が身體を洗つて神様になるので、川から枕石を一つ拾つて来て氏神様の側に並べる。氏神祭の時に禰宜様がこの枕石をも祀る。

**ヤナキタフバ** 甲斐では五十年忌に、柳の丸い幹を少し削り、草木國土悉皆成佛などと書いたものを墓地に立て、それを柳塔婆と呼ぶ所がある。この柳に根がつくと、佛の生れかはつた験だといふ(甲斐の落葉)。

**タテバラヒ** 上總君津郡龜山村で、三十三年忌を営んで立てる杉の生木の塔婆をかく謂つて居る。

**マツリジマヒ** 下野安蘇郡などで、三十三年忌に祭り仕舞をする。六七尺の杉の梢を残し、両面を削つて梵字を書いたのを立てる。

三五、所屬未定

チギレ 淡路三原郡千草組七箇村では、以前は舊曆大晦日から正月三箇日間に死者があると葬埋せず、遺體は沐浴させて棺に納め、地切れと唱へて細引或は繩を以て屋梁に釣り置く風習があつた。それによつて葬埋した意としたのである。明治初年頃には、もうかゝる場合には、深夜に假埋めを行ふことになつた(民事、一〇八頁)。

ウノヒガサネ 筑前大島では卯の日に葬式を出すことを、卯の日重ねと謂つて忌む(葬號)。

トラヨケ 土佐幡多郡小才角では寅の日を忌む。之を侵すには僧侶に寅除けの祈禱をして貰つてからでなければならぬ(葬號)。信州北安曇郡では死んだ日から七日間に寅の日があると、寺で寅よけをして貰ふといふ(郡郷土誌稿、四ノ七七頁)。

タツヲサケル 土佐の片島では雷が鳴るとタツヲサケルとて棺を出さぬ。雷の鳴つて居る間は双物を抜いて棺側について居る。雷は死んだ人を取るといふ。タツは恐らく夕立、神立の夕チであつて神の出現を意味し、それを恐れる心の爲である。

所屬未定

ヤガタメ 對馬阿連では若い人が引續き死ぬと、神主座頭などを頼んで淨めをして貰ふ。是をやガタメ又はヤクバラヒといふ。因みに青海ではマルバラ即ち妊婦が死んだ場合は三人の手かすにするといふ。即ち妊婦、胎兒の他に人形を入れる。

サカタフバ 伊勢の飯南郡森村では、人がつゞいて死んだりすると、朴の木の塔婆に字を倒さまに書いて立てる。

カラサウシキ 北秋田にて雨乞の時や、鑛山で直りが出るようにと祈る時にも、からの葬式を出す風があり、これを空葬式と謂つたといふ(民事、四ノ二號)。

エナージ 隱岐の中村では、野外の死者を運び歸る時は、エナージと聲をかけないと、魂が永く現場に留つて怪異を生ずるといふ(旅、八ノ九號)。

葬送習俗語彙索引

ア

(挨拶人)……………	一八	朝参り……………	一五	(穴掘り役)……………	三
アカシ……………	二	朝参り夕参り……………	一六	穴廻り……………	一四
垢ツキ……………	一五	朝見舞……………	一八	(穴拜ミ)……………	一三
(アガリ物)……………	一四	足洗ヒ酒……………	(一〇)、二九	アマ蓋……………	一六
アゲドキ……………	一六	足洗ヒ水……………	一五	(アマ除ケ)……………	一六
アゲマイ……………	一四	足洗ヒ飯……………	一三	(アラ棚)……………	一〇
アゲ法事……………	一四	(アシダニ)……………	一四	(アラネコスル)……………	一六、一七
アゲ佛事……………	一四	アタラシヤ……………	一五	(アラネコ團子)……………	一六
アゲ物持チ……………	一三	アタリ……………	一四	荒火明ケ……………	一七
アコヤ……………	一四	後カキ……………	一四	洗ヒ晒シ……………	一五
(アザ)……………	一五	(跡タテ札)……………	一八	アラレ……………	一六
朝テヤリ……………	一五	後火……………	一八	アリツキゴメ……………	一九
(旭)……………	一五	跡札……………	(三)、八	(安樂堂)……………	一五
アザ掘り……………	一八	アトヨウシ……………	一四		
		穴仕舞……………	一三		
		(穴場)……………	一六		
		穴掘り酒……………	一三		
				イキツキ穴……………	一四〇
				イキツキ竹……………	一四〇

イ





(オ茶立て)	一八九	(オヒラツギ)	一四九
(オ茶参り)	一八三	オフギ(枴)	一四四
(オツパン米)	一四	狼弾キ	一四一
(オテツキノオボクサマ)	三	(オホ墓)	一五
オテテコ	七	オマイモンサマ	一四
オト	二	オマヘサマ	一〇五
オトウメ	一八	(オマルメ)	一七
オトギ	一三	オーヤ	一五
オ齋イタダキ	四七	(親石)	一七
(オトムラヒ)	四	親拂ヒ	一五
オ鉢ゴメ	一五、(四五)、(一八九)	オヨリサマ	一〇〇
オ鉢マイ	四	オンバウ役	一七
オハナ	一六	オンボ草履	一五
オハナゴメ	一四	(オンボヤキ)	一三〇
(オヒジ)	一七		
オヒジアゲ	一八	<b>カ・ガ</b>	
オヒツキババ	一五	(カイシャクノ繩)	一七
オビド開キ	一五	カウタテ(香立)	一四
(オヒナガ)	一八九	香團子	一三八
笈卷ク	一七		
		講中墓	一六
		カガリ	一五
		餓鬼飯	一六
		(カク墓)	一五
		影隠シ	一六
		(園ミ菓)	一三
		カサ餅	一三
		飾煎餅	一五
		カセ	一三
		カゾノ餅	一六
		(擔ギ番)	一五
		カツギニン	一三
		(カッチョイト)(苧苧糸)	一三
		門送り	一〇
		カドゴロウ飯	一四
		カドノ人	一七
		門屋	一六
		門禮	一六
		(カハキドモ)	一三
		ガハブカシ	一八

(川参り)	一八九	カラダメシ	一六
河渡リ	一七	空ムシヨ	一四
カブリ帷子	一〇三	カラヲ借ル	一三
カブリ着物	一九	カリダウ	一七
顔隠シ	一七	カリ墓	一五
カマ場	一三	假門	一六
カマ掘リ	一八	假門役	一七
カミ隠シ	一五、一六	(カルクナシユ)	一五
紙花	一三	カルメ	一三
カミ封ジ	一三	ガンガサ	一七
紙烏帽子	一六	カンキノミ(看經ノ實)	一六
カムリ石	一七	ガンゼン堂	一五
(カムリ石取り)	一七	(カン蓋)	一七
瓶コロバシ	一五	(ガンモモ)	一四
萱ノ門	一七		
空白伏セ	一七	<b>キ・ギ</b>	
空葬式	一三	聞カセト	一四
カラシシ	一三	北干シ	一四
空島田	一三	キチ墓	一五
鳥祭	一三		
		忌中笠	一六
		(忌中髪)	一三
		忌中島田	一三
		忌中棚	一五
		忌中拂ヒ	一八
		(忌中髻)	一三
		キツガケ	一四
		キノノ	一七
		キマレ	一四
		兄弟餅	一七、一四
		ギヤギヤシ	一五
		キュウスケ	一七
		(キューバ)	一三
		(キヨ墓)	一七
		浄メ酒	一七
		(義理クガイ)	一六
		(義理コウガイ)	一六
		切り火	一六
		<b>ク・グ</b>	

クイン	二〇四	(悔ミノ客)	三〇	ゴウノ團子	二六
クガイ	一〇九	クラ掘り	二五	コウヤ堂	一五
(釘ヌギサン)	一九三	(棺カキ)	二四	(五合泣キ)	一〇六
釘念佛	一九六	棺カケ	三〇	コガン	一〇四
釘餅	一九三	願拂ヒ	二七	(ゴク休ミ)	一〇五
クゲ	一九五	願ホドキ	二七	コクラ石	一〇五
草束ネ	一〇四	願モドシ	二七	(御苦勞料)	一〇八
(草塚)	一三六	(クンチナ)	二七	極樂繩	七三
草山	一四二	ケ	四	コケ袋	七五
クサレ筋	一五七	(契約講)	四	五穀袋	七五
クニガヘ	一七	ケガヘ	一九七	子三昧	一〇四
鍬初メ	一三五	(穢レ拂ヒ)	五〇	後生山	一〇五
(鍬立テ)	一三五	下座	二二	(五升泣キ)	一〇五
(首枕)	七三	ゲダキノママ	三三	コシヲレ	一〇三
食ヒ別レ	一七	ケブリ絶チ	四七	ゴチヨウ人足	一九
(クボミ)	一八	(ケマン結び)	七三	骨コミ	一三三
クボン掘リ	一八			骨ノボシ	一三三
(悔ミ)	四、五				
(悔ミ人)	一八				
悔ミ念佛	一六				

ケ・ゲ

コ・ゴ

骨箱	一三三	草履持チ	四	淋シ見舞	七
小荷駄	九	(葬列腰)	六	サブタ	一八
コ墓	一四	(サウレン島田)	一〇四	サヤ	一三
ゴマシホ	九	サウレンツキアヒ	一九	策轉シ	八
小屋	一四	(逆着物)	九	サンギ	一四〇
(ゴリンノ石)	一五	逆サ着物	九	(三升泣キ)	一〇五、一〇六
聲掛ケ水	六八	逆サ水	九	三段幕	一四
聲ヲ掛ケル	一	(逆シ着物)	三〇	サンド袋	九
(金剛草履)	一三	逆塔婆	二一	三人搦キ	五
(金剛杖)	一三	逆ドモ〔苦〕	三三	(三人搦米)	五
コンブクロ〔小袋〕	一五	逆水	六九	(三人ナデ)	五
		サガラ	七	(三把藻)	一三
		先松明	九	(三昧)	一四、一四八
		先火	九	ザンマイ役	七
サイグルマ	一〇〇	笹箒	三三	サンマシヨ	一五
サイノカハラ	一四	笹引キ	三三	サン餅	一五、一〇四
サイミテ	一〇四	座敷洗ヒ	一八	サンヤ袋	七四、七五、七六
サウ〔左右〕	一〇	(座敷葬禮)	三三		
(葬式組)	一八	座敷直シ	一八		
(葬式禪)	一三	サッサ	一三		

サ・ザ

シ・ジ

シアゲ……………(一三〇)、(一三九)、(一五八) 一五  
 仕上ゲ振舞……………(一七)、(一八)、(一九) 一四  
 (仕上ゲ餅)…………… 一六  
 (シカ)……………(一八)、(六) 一六  
 (死講)…………… 四  
 シカ花…………… 六  
 シギ…………… 一五  
 敷キゴメ…………… 九  
 シギ綱……………(一〇) 一八  
 敷キ流シ…………… 一八  
 ジキノ飯…………… 一四  
 シキマイ…………… 一五  
 (シキヤク)…………… 二  
 ジキ休ミ…………… 一五  
 死去髻……………(一〇) 一三  
 シキリ…………… 一七  
 (シキリ法事)…………… 一六  
 (四箇餅)…………… 一四  
 ジサイ……………(一〇) 一五  
 シシクノ堂…………… 一五  
 シシ弾キ…………… 一四  
 シシ旗…………… 一六  
 四十九團子…………… 一六  
 (四十九日餅)……………(一六)、(一九) 一六  
 四十九餅……………(一六)、(一九) 一六  
 四十八…………… 一三  
 (師匠坊主)…………… 一五  
 シタク…………… 二  
 (シタタ結ヒ)……………(一〇) 一四  
 (七島正月)…………… 一〇  
 七本佛…………… 一五  
 七役…………… 一七  
 シツグサミ〔櫃納メ〕…………… 一七  
 シツケタ餅…………… 一六  
 シトカア…………… 一五  
 シトギ…………… 一七  
 (シトニ行ク)…………… 一〇  
 シドモチ…………… 一七  
 シニクガイ…………… 一〇  
 シニツカハ…………… 一五  
 シニ使…………… 一四  
 シニ剃ギ…………… 一七  
 シニ火…………… 一三  
 シニ便宜…………… 一三  
 シニ辨當…………… 一三  
 シニマク…………… 一六  
 (死水)…………… 一七  
 シノギ…………… 一八  
 シハウ…………… 一八  
 (死亡講)…………… 一三  
 四方堅メ…………… 一四  
 (四方棺)…………… 一六  
 シバニフヨウ…………… 一六  
 シハン…………… 一七  
 シビト草鞋…………… 一四  
 十文字…………… 一三  
 時分使…………… 一五  
 シベイ…………… 一三  
 潮ガケ…………… 一〇

潮蹴…………… 一四  
 潮管メ…………… 一五  
 潮祓ヒ…………… 一四  
 (シマハスル)…………… 一七  
 シマヒ酒…………… 一七  
 (シマミシバナ)…………… 一三  
 シマミセ…………… 一三  
 縮繩…………… 一七  
 シヤウジアキ…………… 一八  
 精進アガリ…………… 一八  
 精進アゲ……………(一七)、(一八) 一八  
 精進落ち……………(一八)、(一九) 一八  
 (精進落トシ)…………… 一八  
 精進固メ…………… 一五  
 精進拂ヒ…………… 一八  
 精進鬻…………… 一三  
 精進見舞…………… 一八  
 精進宿…………… 一四  
 ジャク繩…………… 一七  
 シヤバグネ〔娑婆垣〕…………… 一四  
 (ジャンボン)…………… 一四  
 (シユクワ團子)…………… 一六  
 シュンカン…………… 一六  
 ショウト…………… 一七  
 (女中ヅキアヒ)…………… 一七  
 (女中ミタテ)…………… 一七  
 知ラセト…………… 一七  
 (尻ノ餅)…………… 一六  
 シルフイラシ…………… 一五  
 シルベ…………… 一三  
 (シロ)…………… 一〇  
 白ギン…………… 一〇  
 白供…………… 一〇  
 (ジンカン)…………… 一四  
 (ジンギクガイ)…………… 一四  
 ジンゾ…………… 一五  
 シンヒキ…………… 一四  
 (新佛ノ正月)…………… 一八  
 (新佛ノ年越サセ)…………… 一八  
 シンモー燈籠…………… 一三  
 (施餓鬼旗)…………… 一三  
 杉團子…………… 一六  
 (杉ノ盛)…………… 一六  
 杉ボトケ…………… 一八  
 ススキ…………… 一五  
 ススメ…………… 一五  
 スズメ堂…………… 一五  
 捨石…………… 一八  
 捨場…………… 一五  
 スマ帽子…………… 一七  
 スミ頭巾…………… 一七  
 スミ袋…………… 一七  
 スヤ……………(一三)、(一四) 一七  
 スラ墓…………… 一五  
 セ・セ…………… 一三





野送り……………一五  
 野歸り膳……………一三五  
 野拵へ……………一六  
 (野拵へ人)……………一六  
 ノゴリ……………二〇  
 (ノゴリスル)……………二〇  
 ノゴリト……………四  
 (ノゴロイ)……………四  
 野帳……………二二  
 野机……………(六)、(四)、(五)  
 野燈籠……………九  
 野ノ人……………二〇  
 野場……………一五  
 野花……………六  
 野普請……………一六  
 (野普請役)……………一六  
 (野蓋)……………一七  
 野邊送り團子……………一  
 野邊歸り膳……………一五  
 (野邊歸りノシコロ)……………一六  
 野邊ギリノ茶……………一六  
 野邊見舞……………一〇  
 野邊位牌……………六  
 ノボテ……………九  
 野見舞……………一五  
 野飯……………(二五)、六  
 野屋……………一四  
 (野屋根)……………一七  
 野屋墓……………一五  
 ノリ麩……………七  
 乗り舟……………七  
 野禮……………二  
 ハ・ハ  
 ハイト……………七  
 (ハウクワン)……………九  
 墓株……………一四  
 墓葬禮……………一三  
 墓ツキ……………(一五)、一五  
 墓ツミ……………一三  
 墓ナホシ……………一五  
 墓ヌナ(庭)……………一五  
 (墓バシユ)……………一五  
 墓マルメ……………一五  
 挾ミ色……………一〇  
 挾ミ着物……………一五  
 彈キ竹……………一四  
 端持チ……………一四  
 (場所ギメ)……………一九  
 ハダ掘リ……………一八  
 葉ツキ塔婆……………一〇  
 初三昧……………一四  
 初精進……………一〇  
 八東薫……………一三  
 初棚……………一〇  
 (八方棺)……………一六  
 花摘ミ袋……………一  
 花直シ……………一八  
 (ハナ餅)……………一六

ハナヨセ……………一八  
 バノ着物……………七  
 灰ダレ……………一三  
 灰塚……………一三  
 ハブツサジ……………九  
 濱ヲキ……………一  
 早オゴク……………二  
 ハヤシヲタテル……………一六  
 早團子……………(二六)、(四)  
 早布……………七  
 早モノ屋……………一  
 ハリカタ……………六  
 (ハレエシ)……………四  
 (ハン色)……………一〇  
 (ハンド襦)……………六  
 (番齋)……………一  
 飯米袋……………一五  
 ヒ・ビ  
 火明キ……………(三)、一八  
 火明ケ……………一  
 火アゲ……………一八  
 火アハセ……………一八  
 (火アハヒ)……………三  
 火アヒ……………三  
 日覆ヒ……………七、(一六)  
 火ガカリ……………三、(五)  
 ヒガクシ……………一三、一  
 ヒガシ……………一四  
 火變リ……………一〇  
 (ヒガマジル)……………三  
 引合ヒ餅……………一六  
 (引受ケ)……………一五  
 引キ墓……………一五  
 引キ墓所……………一五  
 ヒザカブ……………一  
 (膝ノ餅)……………一  
 ヒジ……………一  
 火焚カズ……………一  
 額隠シ……………一  
 額紙……………一  
 (左柄杓)……………一  
 ヒヂ……………一  
 (肘ノ餅)……………一  
 ヒツカヘシ七日……………一  
 ヒツゲ……………一  
 引張り縫ヒ……………一  
 引張り餅……………一  
 ヒデ……………(一五)、一  
 (ヒデエ)……………一  
 人捨テヨウ……………一  
 ヒトニ行ク……………一  
 一盛り飯……………一  
 人呼ビ……………一  
 (一人呼ビ)……………一  
 日永見舞……………一  
 火ノ飯……………一  
 火ボテ……………一  
 火負ケ……………(三)、(七)

ヒモノ屋	.....	空
ヒヤ	.....	七、六三
百日晒シ	.....	七六
(ヒヤコ)	.....	三三
火屋見舞	.....	三三
(ヒヤ飯食ヒ)	.....	一五
(火ヨケ)	.....	四、六六
火ヨケマブリ	.....	二五
ビヨウシヨ	.....	三三
(ビヨシ)	.....	三三
(ヒラカタ)	.....	四
(廣島へ煙草買ヒニ)	.....	六
火ヲカブル	.....	三〇
(火ヲ食フ)	.....	五
火ヲ食ベル	.....	五
(火ヲ告グル)	.....	五
不幸齣	.....	一〇三
(フギ)	.....	二〇
フキ湯灌	.....	六
フギン	.....	一九
(フギン錢)	.....	二〇
(フギン人)	.....	一九
(フギン坊主)	.....	二〇
ブク	.....	三
(ブクニマジル)	.....	三
(袋餅)	.....	一五
(フゲン)	.....	二〇
不淨繩	.....	七
不淨除ケ	.....	四
蓋石	.....	一六
二人使	.....	九
二日洗ヒ	.....	一七
フナウド	.....	七
フニウユン	.....	一五
(フネ)	.....	七
ヘイコウツキ	.....	二二
別釜	.....	一六
別帳場	.....	一五
別鍋	.....	四
別火屋	.....	四
ベンシヨ	.....	一四
ホ		
ホイツキ塔婆	.....	三〇
ホウダテ	.....	六
ホデ〔火手〕	.....	三
ホド	.....	一〇
佛石	.....	一五、一五
佛オコシ	.....	六
佛オロシ	.....	一五
佛カキ	.....	一〇
佛木	.....	一五
佛ノ正月	.....	一六
佛マブリ	.....	一五

(佛ミコ)	.....	一六
(佛飯)	.....	三
骨コブリ	.....	四
(骨カブリ)	.....	四
骨咬ミ	.....	四
(骨ヲシヤブル)	.....	四
掘リカン壺	.....	一四
掘リ膳	.....	一〇
(ホロム)	.....	一五
(本通夜)	.....	一五
本佛事	.....	一四
本役	.....	一三
マ		
枕石	.....	(一三)、一八、(二〇)
枕イリノ飯	.....	三
枕オコシ	.....	三
枕ガヘシ	.....	一八
(枕ゲシ持チ)	.....	一五
枕米	.....	五、一四
枕團子	.....	(三)、七
枕ヅキ飯	.....	三
(枕燈明)	.....	三
枕直シ	.....	一八
(枕ハツシ)	.....	一八
枕火	.....	三
枕飯	.....	三、(一四)、(二〇)、(三〇)
枕ヤノ飯	.....	三
孫杖	.....	(六)、七
孫ノ輿	.....	一三
孫ヲ抱カセル	.....	一三
マセ	.....	一七
榊打チ	.....	二
マタカリ塔婆	.....	二〇
マタ佛	.....	二〇
(祭りアゲ)	.....	一〇
祭り仕舞	.....	一〇
魔拂ヒ	.....	(一〇)、(一七)
廻リ戸口	.....	一五
廻リ場	.....	一三
マブイワカシ	.....	一八
(マブリワシ)	.....	一八
前擔ギ	.....	一四
(覽ヨケ)	.....	一四
マルカ	.....	一四
参リ墓	.....	一四
マンジノヌノ	.....	九
ミ		
身洗ヒ酒	.....	七
(マイル)	.....	一八
身隠シ	.....	五、九
身隠シ塚	.....	四
三悔ミ	.....	一七
ミジメ	.....	一三
ミス	.....	三
三隅蚊帳	.....	(一〇)、(一七)
御堂	.....	一五



見立テ料	.....	一五
ミチアケ	.....	一五
(道切手)	.....	一五
道切り繩	.....	一三
道燈籠	.....	一三
道飯	.....	一三
道渡シ	.....	一五
水アゲ	.....	一六
水カケ着物	.....	一七
三日ノ洗ヒ	.....	一七
三日ノコト	.....	一七
三日ノ洗濯	.....	一七
三日ノ團子	.....	一六
(ミツカヘ)	.....	一三
三日干シ	.....	一七
ミツキ	.....	一六
(水施餓鬼)	.....	一六
(三ツ花)	.....	一六
水枕石	.....	元
水祭	.....	一六〇、一六〇、(一六四)
水持チ	.....	一七
巳ノ日正月	.....	一六
(巳ノ日餅)	.....	一六
身墓	.....	一七
ミマガリ(三曲)	.....	一四
ミマヒ	.....	一六
耳團子	.....	一四
(耳塞ギ團子)	.....	一四
耳塞ギ餅	.....	一七
耳フタギ	.....	元
土産石	.....	一五
土産團子	.....	一六
(都参リ)	.....	一七
(ミヨード)	.....	一五、一六
ミンマ	.....	一六
ムカフゲンチ	.....	一四
迎へ水	.....	一六
ムカヘワタシ	.....	一三
ムクユ	.....	一七
(ムクキ)	.....	一七
ムケノ飯	.....	一五、一六
聾天蓋	.....	一三
無常講	.....	(一四)、(一五)、(一六)
無常講又キ	.....	一四
無常小屋	.....	(一五)、(一七)
(ムジャウド)	.....	一七
無常ノ煙	.....	一六
無常休ミ	.....	一六
ムシヨ	.....	(一四)、(一六)、(一七)
ムセヤ	.....	一三
(ムソバ)	.....	一三、一四
ムヌヌキ	.....	一四
ムヤ	.....	一五、(一六)
(村香奠)	.....	一四
村祈禱	.....	一五
(村祈禱番)	.....	一五
(村齋)	.....	一五

村墓	.....	一四
村宿	.....	一四
村別レ	.....	一三
(ムラワラ)	.....	一四
ムリワラ	.....	一四
メ	.....	一四
(メカイコロバシ)	.....	一六
目隠シ	.....	一七
目覺シ	.....	一七
(目覺シ米)	.....	一七
飯持チ	.....	一四
飯宿	.....	一四
(メタツチュウ)	.....	一四
(目出度イ布)	.....	一七
目出度イ木綿	.....	一七
メド番	.....	一八
目彈キ	.....	一四
モガリ	.....	一三、(一八)、一四
(モサウ飯)	.....	一三
持チ方	.....	一三
(モツサウ)	.....	一八
(モト)	.....	一八
モトツケル	.....	一
元火ヲ食フ	.....	一五
モドリ莫産	.....	一七
モドリ道具	.....	一五
モノオヒ	.....	一七
喪屋	.....	一六
(モリ)	.....	一四
モリニン	.....	一四
モリモノ	.....	一四
喪ヲ食フ	.....	一五
紋隠シ	.....	一八
モンクブキ	.....	一五
モヤ	.....	一五
ヤボタ	.....	一五
(ヤマ)	.....	一五
山アガリ	.....	一六
(山イキノ人)	.....	一八
山ギメ	.....	一八
山莫産	.....	(一六)、一七
家移リ粥	.....	一七
ヤガタメ	.....	一三
(ヤギ)	.....	一四
(焼場所)	.....	一三
(焼番)	.....	一三
ヤギヨウ	.....	一四
ヤクママ	.....	一三
(ヤグラ)	.....	一七
八ツノ手	.....	一六
柳塔婆	.....	一三
ヤバヤ	.....	一五
ヤボタ	.....	一五
(ヤマ)	.....	一五
山アガリ	.....	一六
(山イキノ人)	.....	一八
山ギメ	.....	一八
山莫産	.....	(一六)、一七



M-67

昭和十二年九月十五日印刷  
昭和十二年九月二十日發行

(定價 壹圓)

葬遊習俗語彙

不許複製

著者 柳田國男

發行所 守隨一

印刷所 東京市淀橋區戸塚町一ノ二二〇  
河田保治

發行所

東京市目黒區下目黒四丁目千四番地  
民間傳承の會  
(振替口座東京四三一五八番)

發賣所

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地 岩波書店  
(振替口座東京二六二四〇番)  
電話 (33) 一八七番 一八八番  
九段 (33) 一八九番 一八〇番  
一〇二二番 (小賣専用)



